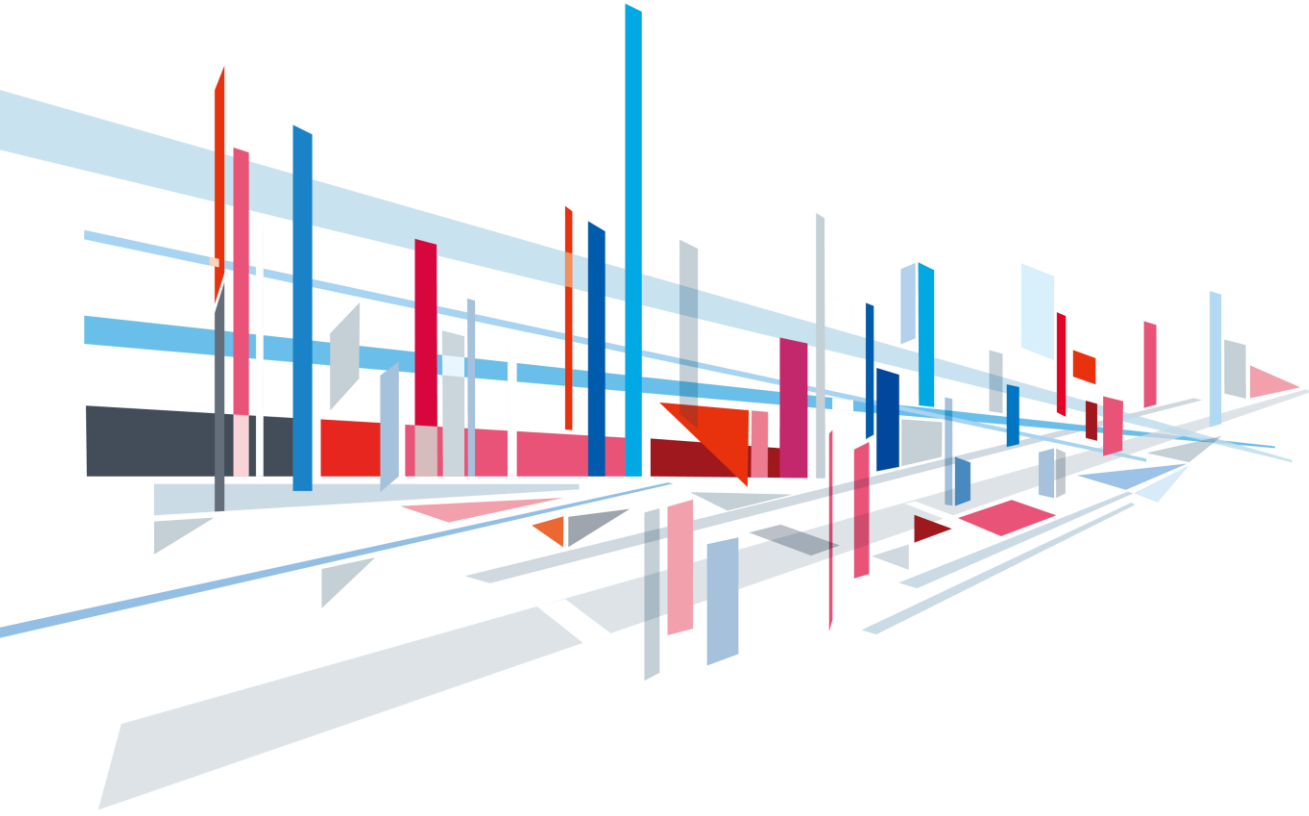




改正建設業法への対応について (見積書様式変更、その他)

鉄建建設株式会社

協力会社 各位

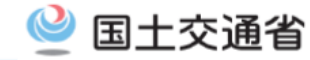
平素より、鉄建建設の建設事業に多大なるご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、令和7年12月12日に改正建設業法が全面施行され、建設業界全体において取引の適正化、技能者の処遇改善、安全・品質確保の徹底がこれまで以上に求められます。また、本改正は、元請・下請の立場を問わず、建設工事に関わるすべての事業者が遵守すべき内容となっております。

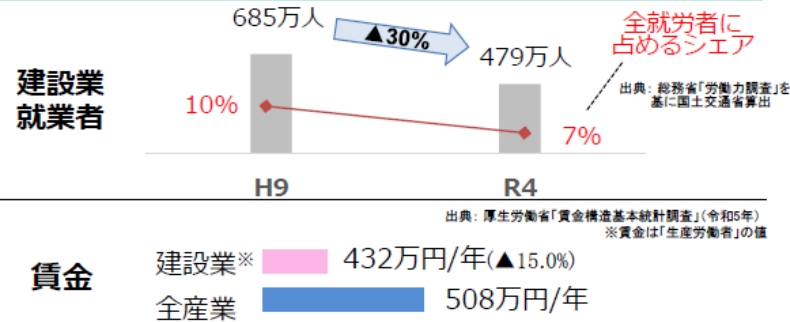
つきましては、元請としての当社の考え方と、協力会社の皆さまにご理解・ご協力をお願いしたい主なポイントをご説明致します。

1、2025年12月に改正された建設業法について

改正建設業法による技能者の処遇改善に向けた新たなルールを導入



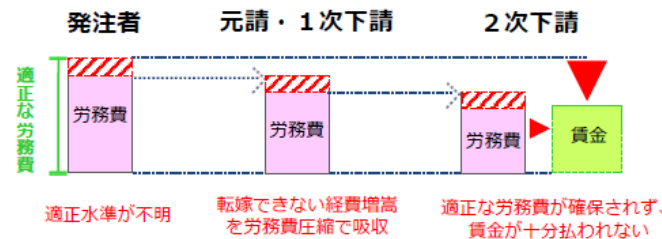
技能者の処遇を巡る建設業界の現状



- 建設業の中長期的な担い手を確保するため、**技能や屋外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等の処遇改善**が必要。
- 一方、建設工事の請負契約の特性(※)を背景として、重層下請構造の下、**労務費(賃金の原資)**は、**技能者を雇用する下請業者まで適正に確保されていない**。
- 建設業の特性に対応し、**請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に支払われるための新たなルールが必要**。

(※)総価一式での契約慣行の中、労務費の相場が分かりづらい、材料費よりも削減が容易、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利 等

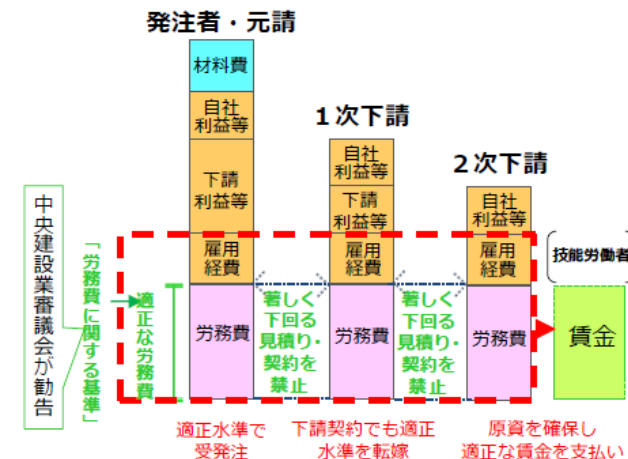
建設工事請負契約に係る特有の課題



建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- 労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく賃金支払等の**処遇確保を建設業者に努力義務化**(建設業法25条の27)。
- 中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成(同法34条)し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。また、**労務費等を内訳明示した「材料費等記載見積書」の作成を努力義務化**(同法20条)。
- 併せて、**基準を著しく下回る見積り・契約締結を禁止**(同法20条、19条の3)し、**違反した業者は指導・監督**(同法28条)、**発注者は勧告・公表**(同法20条)の対象。
- これらにより、**適正な労務費が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを図る**。

労務費確保のイメージ



2、改正された建設業法への具体的対応内容について

◆改正建設業法の具体的対応事項（改正日：2025/12/12）

区分	主管	対象	項目	内容	備考
建設業法	国土交通省	建設業	1 工事下請個別契約約款の改定	改正建設業法を受けた契約約款の改定	
			2 見積書(材料、労務、経費別)	技能労働者の賃金確保(不当な値引き防止)	
			3 見積価格交渉記録(運用)	不当な値引きの防止	
			4 (10年保存)	//	
			5 原価割れ契約禁止	適正な施工費の確保⇒適正な労務費の確保	
			6 工期ダンピング禁止	適正工期の確保⇒工期不足による不利益の防止	
			7 資材不足時の工期変更対応	降雨や所定休日を含めた適正工期の確保	
			8 おそれ情報(通知)	資材、労務の不足や高騰への対応、各種条件変更への対応	
			9 (10年保存)	//	
			10 建設技能者を大切にする自主宣言	建設技能者の処遇や賃金確保に向けた企業の自主的な宣言	

3、工事下請負契約約款の主な改定について

現 行	改 定
(2) 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。	2 請負代金内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。
現 行	改 定
現行該当項目なし	（適正な労務費等の確保等） 第2条の2 元請負人及び下請負人は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。
現 行	改 定
（下請負人の請求による工期の延長） 第26条 下請負人は、天候の不良などその責に帰することができない理由その他の正当な理由により、工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、元請負人と下請負人が協議して定める。	（下請負人の請求による工期の延長） 第26条 下請負人は、建設業法第20条の2第2項に規定する主要な資材の供給の著しい減少その他の工期に影響を及ぼす事象の発生、天候の不良等その責に帰することができない理由その他の正当な理由により、工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

当社の工事下請負契約約款について、国交省約款（建設工事標準下請契約約款）や民間（七会）連合協定工事請負契約約款に準じた内容に改定しました。

4、見積内訳書（様式）の変更について

(協力業者⇒当社) 見積提出時

- ・協力会社から徴収する指定見積書を改訂し、材料費、労務費、法定福利費、建退共掛金、安全衛生経費を別記載する書式で運用

当社見積内訳書 様式変更案

見積内訳書

No.

[illegible]

会社名

コード^④

見積内訳書(様式)の改訂

当該内訳書は当社提出見積書の頭紙と内訳の間に差し込んで提出すること。
なお、追加変更の場合、工事費総額に対し作成すること。

※見積金額合計は左記費用以外の費用（運搬費・一般管理費等）も含まれる為、
左記費用合計と見積金額合計は一致しない。

5、見積内訳書作成の留意事項について（1 / 5）

項目	内容	備考
材料費	<u>材料費の定義</u> 工事の施工に直接使用される材料費の総額を記載すること。 ※ 工事目的物として恒久的に設置する材料、施工に必要な仮設材が材料費に該当する。 ※ 工場や加工場で製品を加工する時の加工費や労務費は含めないものとする。 【材料費の例】 ・足場工事を材工で請け負った場合の材料のリース代 ・山留工事に使用する鋼矢板や土留材等のリース代 ・型枠工事に使用する合板や栈木などの材料 ※ 工事に使用する機械や工具類等は含めないものとする	

5、見積内訳書作成の留意事項について（2 / 5）

項目	内容	備考
労務費	労務費の定義 労務費は技能者に支払われる賃金の合計額を記載すること。 （再下請負業者の技能者賃金も該当） 【労務費に含むもの】 ①基本給相当額 ②賞与、臨時の賃金、退職金 ③各職種の作業条件及び作業内容に対する手当 （現場手当、技能手当、家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当等） ④通勤用定期や食事支給 ※ 労務費は、当該工事に従事する技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費（事業主負担分）等は含まない。また、現場作業に従事する技能労働者のみであり、工場や加工場で作業する方の労務費は該当しない。 ※ 単価は各都道府県の「公共工事設計労務単価」を著しく下回らないこと。 （著しく下回る場合は理由の説明が必要となります） 参考：国土交通省HP：公共事業労務費調査・公共工事設計労務単価について	
	＜明細書の表記＞ 明細書は 労務単価× 施工条件に照らした適正な歩掛とすること。 ※ 歩掛において 国の示す「標準歩掛」はあくまで標準的な条件を前提としている為、作業所条件を鑑みて設定すること。 ※ コミットメント条項を厳守するため、再下請負契約においても、労務単価×歩掛形式で見積書を作成する必要がある（1次業者から再下請負業者へ周知してください。） 参考：「労務費に関する基準」制度の概要	

5、見積内訳書作成の留意事項について（3 / 5）

項目	内容	備考
法定福利費	<u>法定福利費の定義</u> 法定福利費は、当該工事に従事する技能労働者の雇用保険料、健康保険料(介護保険料含む)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金含む)の法定の事業主負担額を記載すること。 【各種保険の料率について】 ① 雇用保険) 厚生労働省にて決定。事業の種類、年度によって料率が異なる。 建設事業の令和8年度の料率は1.05%。ちなみに令和7年度は1.1% ② 健康保険) 会社員では保険料は労使で折半され、加入する健康保険組合や都道府県で異なる。 協会けんぽであれば、約9%~10.5%、 健康保険組合であれば約7%~10%台前半 ③ 介護保険) 40歳以上が対象、健康保険同様、労使で折半。保険料率は約1.5~1.8%の範囲 ④ 厚生年金保険) 保険料率は全国一律で固定されており、労使で折半となる。 現在の料率は、18.3% ⑤ 子ども子育て拠出金) 厚生年金に加入している従業員が対象で会社の全額負担。 現在の料率は約0.36%(全国一律) 参考:国土交通省HP 建設業における社会保険加入対策について	

5、見積内訳書作成の留意事項について（４／５）

項目	内容	備考
安全衛生経費	<u>安全衛生経費の定義</u> 労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を記載すること。 （項目は多岐にわたり、工種、工事規模、施工場所などで異なることに留意） 【安全衛生経費の例(国交省確認表より抜粋)】 ・ヘルメット、安全帯、安全靴等の保護具 ・熱中症対策(飲料、塩分タブレット、空調服等) ・交通誘導員に係る費用 ・保安用品(カラーコーン、バリケード、工事灯等) ・KY活動、安全教育に必要な費用 ・重機作業時の安全設備 ・法面作業・伐採作業の安全対策 ≪明細書の作成≫ ・個別工事毎にかかる安全衛生経費の積上げを行うこと。 ・当社からの見積依頼時に当社から掲示された安全衛生経費の区分に基づいて、費用の負担区分が専門工事業者になっているものに関する費用を算出し、安全衛生経費として計上すること。 参考:安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型).pdf 建設工事の見積書様式例徹底 書き方ガイド(運用編).pdf	

5、見積内訳書作成の留意事項について（5 / 5）

項目	内容	備考
建退共掛金	<u>建退共掛金の定義</u> 技能労働者の建退共掛金となります。貴社負担で建退共掛け金を払いだす場合は 想定人工×320円(建退共証紙1日券金額2026年4月現在)を記載すること。 元請会社へ払い出しを申請する場合は、備考欄に「元請払い出し」、 金額欄に「0」と記載すること。 参考:厚生労働省HP 建設業退職金共済制度(建退共制度)	

6、協力会社見積提出時チェックリスト

協力会社から当社への見積書提出時に、本チェックリストを提出

協力会社

当社

協力会社見積提出時チェックリスト

No.	確認事項	確認資料
1	労務費単価（技能者賃金を含む）は設計労務単価等の参考となり得る市場単価を踏まえている	公共工事設計労務単価
2	1で「いいえ」と回答した場合 ⇒労務費単価は参考となり得る市場単価と比べて著しく下回っていない	同上
3	1、2で「いいえ」と回答した場合 ⇒労務費単価が参考となり得る市場単価を下回っている、もしくは著しく下回っている場合は合理的な理由を説明できる	歩掛等、理由説明資料
4	材料費単価は参考となり得る最新の市場単価等を踏まえている	材料費単価算出根拠資料（建設物価等）
5	4で「いいえ」と回答した場合 ⇒材料費単価は参考となり得る最新の市場単価と比べて著しく下回っていない	同上
6	4、5で「いいえ」と回答した場合 ⇒材料費単価が参考となり得る最新の市場単価を下回っている、もしくは著しく下回っている場合は合理的な理由を説明できる	理由説明資料
7	当見積書（材料、工事、経費）において工事原価割れとなっていない	
8	施工に必要な作業日数を確保するため以下の要件を考慮した適切な工期設定であることを確認している ・降雪・除雪日や猛暑日などの自然要因 ・工事に従事する者の休日確保、適正な労働時間 ・年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、特別休暇などの不稼働日 ・敷地条件に伴う制約 等	
9	原則として4週間開所の工程であることを承諾している	
10	8、9で「いいえ」と回答した場合 ⇒上記が満たせない場合はその理由を説明できる	理由説明資料
11	資機材の供給不足若しくは遅延、資機材の価格高騰、労務の供給不足、労務価格の高騰などの「おそれ情報」がある（おそれ情報は契約締結前までに通知すること）	（おそれ情報）通知書

・労務単価は公共工事設計労務単価を参考としたか確認
・また、著しく下回る場合は理由説明資料を求める

・材料単価は建設物価等の市場単価を参考としているか確認
・また、著しく下回る場合は理由説明資料を求める

・工事原価割れがないか確認

・工期ダンピングの防止
・適正工期の確認

「おそれ情報」の有無を確認

弊社は、貴社より受領した「見積依頼書」に基づき、上記内容を確認の上見積書を作成しております。

2026年 月 日

会社名
担当者

7、「おそれ情報」通知書の提出依頼（1 / 2）

◆土木工事：「おそれ情報」通知書

(一社) 全国建設業協会統一様式 (土木工事)

(発注者名) 御中

通知書

本件工事については、以下の資機材や労務に関して、価格の高騰又は供給の不足のおそれがあるため、建設業法第20条の2第2項に基づき事前にお知らせします。当該おそれが顕在化した際は、協議に応じていただきますようお願いいたします。

工事名: _____ 工事

建設業法施行規則第13条の14第2項第1号関係
2. 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
※必要に応じて記載内容を書き換えてください。

高騰	不足	遅延	資機材名	高騰	不足	遅延	資機材名	高騰	不足	遅延	資機材名
☐	☐	☐	セメント	☐	☐	☐	生コン	☐	☐	☐	骨材・砕石
☐	☐	☐	鉄筋 (異形棒鋼)	☐	☐	☐	型枠	☐	☐	☐	日鋼、鋼矢板
☐	☐	☐	その他仮設資材	☐	☐	☐	覆工板	☐	☐	☐	基礎杭 (鋼管杭等)
☐	☐	☐	AS合材	☐	☐	☐	砕石(RC、MC)	☐	☐	☐	燃料
☐	☐	☐	法面保護材	☐	☐	☐	プレキャスト製品 (隅張、縁石、L型曲渠、積みブロック製造等)	☐	☐	☐	
☐	☐	☐	落石防止材 (ネット、ワイヤ等)	☐	☐	☐	排水管 (塩ビ管、鋼管等)	☐	☐	☐	マンホール
☐	☐	☐	じやかご (鋼材、砕石等)	☐	☐	☐	インター ロッキング	☐	☐	☐	グレーチング
☐	☐	☐	その他 ()	☐	☐	☐		☐	☐	☐	

建設業法施行規則第13条の14第2項第2号関係
3. 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
※必要に応じて記載内容を書き換えてください。

高騰	不足	職種	高騰	不足	職種	高騰	不足	職種
☐	☐	とび工	☐	☐	型枠工	☐	☐	鉄筋工
☐	☐	ブロック工	☐	☐	造園工	☐	☐	法面工
☐	☐	トンネル職種 ()	☐	☐	橋梁職種 ()	☐	☐	特殊運転手
☐	☐	一般運転手	☐	☐	重機オペレーター	☐	☐	交通誘導員 ()
☐	☐	その他 ()	☐	☐	その他 ()	☐	☐	その他 ()

【参考】事象の状況の把握のため必要な情報の入手先
①添付資料
資料名: _____
②その他
・資機材・労務リスク情報（経済調査会）
<https://www.zai-keicho.or.jp/service/build/riskinfoamiton/>
・最新価格動向・市況（物価調査会）
<https://www.kensetu-bukka.or.jp/sikyoku/>

注：上記1の記載は必須ではなく、原因が特定されている事象がある場合に記載してください。
必要に応じて記載内容を書き換えてください。

協力会社から当社に見積書を提出する際、左記通知書を提出

協力会社



当社

資材選択

見積時に想定される **資材の供給不足若しくは遅延、資材の価格高騰、労務の供給不足、労務価格の高騰**など「おそれ情報」がある場合

職種選択

左記の **全国建設業協会統一様式「おそれ情報通知書」**にて見積書の提出時に見積書受領者に提出。

(契約締結前までに通知すること)

7、「おそれ情報」通知書の提出依頼（2 / 2）

◆建築工事：「おそれ情報」通知書

協力会社から当社に見積書を提出する際、左記通知書を提出

協力会社



当社

(一社) 全国建設業協会統一様式 (建築工事)

(発注者名) 御中

通知書

本件工事については、以下の資機材や労務に関して、価格の高騰又は供給の不足等があるため、建設業法第20条の2第2項に基づき事前にお知らせします。当該おそれが顕在化した際は、協議に応じていただきますようお願いいたします。

工事名: 工事

1. 価格の高騰、供給の不足・遅延の発生が想定されるリスク

☐ 地域における需要の増加（需給のひっ迫）	☐ 自然災害（地震、台風、豪雨、大雪等）
☐ 供給メーカー工場の火災、設備故障等	☐ 経済状況の変化に伴う物価（労務）の急激な上昇
☐ 紛争や関税制度等の変更による資機材の価格高騰・輸入遅延	
☐ その他（具体的な内容）	

注：上記1の記載は必須ではなく、原因が特定されている事象がある場合に記載してください。必要に応じて記載内容を書き換えてください。

2. 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰（建設業法施行規則第13条の14第2項第1号関係）
※必要に応じて記載内容を書き換えてください。

高騰	不足	遅延	資機材名	高騰	不足	遅延	資機材名
☐	☐	☐	鉄筋（異形鉄筋等）	☐	☐	☐	H形鋼
☐	☐	☐	鉄スクラップ	☐	☐	☐	セメント
☐	☐	☐	生コン	☐	☐	☐	コンクリートブロック、ALCパネル等
☐	☐	☐	型枠用合板	☐	☐	☐	基礎杭（鋼管コンクリート杭、鋼杭等）
☐	☐	☐	アスファルト類（AS防木材、AS材等）	☐	☐	☐	鋼製建具類（鋼製・鋼製軽量建具、ステンレス製建具、シャッター等）
☐	☐	☐	ガラス類（フロート板ガラス等）	☐	☐	☐	合成樹脂系材類（ビニル床タイル、ビニル床シート、ビニル板等）
☐	☐	☐	鋼製金物類（外装鋼板パネル、鋼製（SS）手すり、軽量鉄骨下地等）	☐	☐	☐	非鋼製金物類（外装アルミパネル、アルミ製手すり、アルミ窓枠等）
☐	☐	☐	電気設備器具類（照明器具、変圧器、充電装置、映像・音響装置等）	☐	☐	☐	電気設備器具類（分電盤、制御盤、キュービクル式配電盤、電子盤等）
☐	☐	☐	電線・ケーブル類（絶縁電線、電力・通信ケーブル等）	☐	☐	☐	電気設備用器具類（配管、CD管、硬質ビニル管等）
☐	☐	☐	機械設備鋼材（鋼管、弁類、ダクト、ダンパー等）	☐	☐	☐	機械設備鋼材類（鋼管、弁類、ダクト、ダンパー等）
☐	☐	☐	ダクト付部品（配気口、排気口等）	☐	☐	☐	衛生器具類（衛生陶器・器具、浴室ユニット等）
☐	☐	☐	グレーチング	☐	☐	☐	インターロッキング
☐	☐	☐	H鋼、鋼矢板	☐	☐	☐	その他設置資材
☐	☐	☐	エレベーター	☐	☐	☐	その他（ ）

3. 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰（建設業法施行規則第13条の14第2項第2号関係）
※必要に応じて記載内容を書き換えてください。

高騰	不足	職種	高騰	不足	職種	高騰	不足	職種
☐	☐	とび工	☐	☐	型枠工	☐	☐	鉄筋工
☐	☐	鉄骨工	☐	☐	建築ブロック工	☐	☐	左官工
☐	☐	塗装工	☐	☐	板金工	☐	☐	屋根ふき工
☐	☐	防水工	☐	☐	大工	☐	☐	内装工
☐	☐	タイル工	☐	☐	石工	☐	☐	サッシ工
☐	☐	ガラス工	☐	☐	建具工	☐	☐	はり工
☐	☐	電工	☐	☐	配管工	☐	☐	ダクト工
☐	☐	保温工	☐	☐	設備機械工	☐	☐	特殊運転手
☐	☐	一般運転手	☐	☐	重機オペレーター	☐	☐	交通誘導員（ ）
☐	☐	その他（ ）	☐	☐	その他（ ）	☐	☐	その他（ ）

資材選択

見積時に想定される **資材の供給不足若しくは遅延、資材の価格高騰、労務の供給不足、労務価格の高騰**など「おそれ情報」がある場合

職種選択

左記の **全国建設業協会統一様式「おそれ情報通知書」**にて見積書の提出時に見積書受領者に提出。

（契約締結前までに通知すること）

8、見積依頼書の変更について

当社見積依頼書を改訂

当社から協力会社へのお見積書依頼に、記載事項を追加

当社



協力会社

見積依頼書 (土建区分)		チェック項目	ロック設定
協力会社名	_____	_____	_____
工事名	_____	_____	_____
施工場所	_____	_____	_____
見積提出希望日	西暦 年 月 日	協力会社期	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日
見積期間	☐ ①1日以上(工事予定価格500万未満) ☐ ②10日以上(工事予定価格500万~5000万未満) ☐ ③15日以上(工事予定価格5000万以上) (建設業法 第8条) ①・②はやむを得ない事項がある場合5日以内で短縮できる。		
1 運用する国庫・仕様書	(名称・版番号・作成日等)		
2 適用工法	☐ (工法名等) ☐ 適用国庫・仕様書による		
3 必要な資格条件	(作業上の有資格者の選任: 有資格者名等とは後日提出)		
4 材料・メーカーの指定	材料名 (_____) メーカー名 (_____)		
5 協力会社先での検証	☐ 材料検査 ☐ 製作組立検査 ☐ その他 (_____) 検証の要否 (_____) 出賃許可の方法 (_____)		
6 支給品	(品名・数量)		
7 提出書類	☐ ミルシート ☐ 出賃証明書 ☐ 試験成績書 ☐ 報告書 ☐ 作業手順 ☐ 施工要領書 ☐ 見本カタログ ☐ 施工図 ☐ その他 (_____)		
8 自主検査	☐ 受入検査 ☐ 工程内検査 ☐ 最終検査 ☐ 検査記録・検査機器関連記録の提出		
9 保護養生(包装)方法	養生時 (_____) 作業完了時 (_____)		
10 運搬方法	☐ 大型車両 ☐ 小型車両 ☐ その他 (_____)		
11 環境要求事項	☐ 音・無塵包 ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ その他 (_____)		
12 安全要求事項	☐ 安全衛生管理計画書提出 ☐ 自主パトロール ☐ 送り出し安全教育 ☐ その他 (_____)		
13 工程説明	☐ 全体 ☐ 個別 ※見積依頼に際し全体工程及び当該工事の説明を行い、説明後チェックを記入		
14 労働災害防止対策の経費	☐ 元請負担 ☐ 協力会社負担 ※見積依頼に際し安全衛生経費の負担割合により説明を行い、説明後チェックを記入		
15 立替相違	立替が発生した場合相違する事がある (予定する主な相違事項を記入する)		
16 契約行為の届正	両下請業者を含め、反社会的勢力と一切の関わりを持たないこと。 いかなる場合も労働者派遣(違法派遣)を受けないこと。		
17 労働者健康確保宣言	見積書には法定福利費支出時に見込んだ労働者の内訳明細を記載すること。 但し、特別な場合を除き実際に支払う人工数と異なった場合でも相違発生しない。		
18 CCUS活用推進	☐ 事業者登録をされている。※未登録の場合は登録してください。 ☐ 食料所産の技術者は技術者登録をされている。※未登録の場合は登録すること。		
19 Buildee(建設現場施工管理サービス)活用推進	自社・2次以下協力会社の情報管理をしている。 自社・2次以下協力会社の社員に操作方法を指導している。		
20 電子取引			
21 調達ガイドライン	当該工事において、当社がサプライチェーンに要請する「調達ガイドライン」を遵守すること。		
22 建設技能者を大切にする企業の自主宣言	甲は乙及びその再下請負業者に「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」を奨励し、その状況に応じて発注の優先度を考慮する場合がある。		
23 おそれ情報	当該工事において「おそれ情報」がある場合は以下に記載 (※例) ※地盤沈下,埋設物,土壌汚染など地中に起因する事項や騒音,振動,他周辺環境への配慮事項等		
24 その他	材料費,労務費,法定福利費,建退共掛金,安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成すること。 両下請を行う場合、社会保険に加入した業者を雇用すること。		

22	建設技能者を大切にする企業の自主宣言	甲は乙及びその再下請負業者に「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」を奨励し、その状況に応じて発注の優先度を考慮する場合がある。
23	おそれ情報	当該工事において「おそれ情報」がある場合は以下に記載 (※例) ※地盤沈下,埋設物,土壌汚染など地中に起因する事項や騒音,振動,他周辺環境への配慮事項等 元請記入欄 (120字以内)
24	その他	材料費,労務費,法定福利費,建退共掛金,安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成すること。

※ 元請から協力業者に発信する「おそれ情報」は、土木、建築工事の各現場で状況が異なるため、想定されるリスク情報を抽出し元請記入欄に記載すること

9、各種書類の保存について

① 見積書および見積打合せ記録の保存について

契約締結に際して**当初見積書から変更毎の見積書**を契約当事者の相互で、当該建設工事の目的物の引き渡しから**10年間保存**すること。

上記の見積書と併せて、**見積書の内容に関する打合せ記録(相互に交付されたもの)**を契約当事者の相互で、当該建設工事の目的物の引き渡しから**10年間保存**すること。

《見積内容打合せ記録 書式有り》

② おそれ情報に関する通知書の保存について

上記の見積書と併せて、「**おそれ情報**」の**通知書**を契約当事者の相互で、当該建設工事の目的物の引き渡しから**10年間保存**すること。

③ 協力会社見積提出時チェックリスト

①・②同様**10年間保存**すること。

【①・②・③共通】

協力会社



当社

【契約当事者の相互で保存】

10、建設技能者を大切にする企業の自主宣言

宣言立場 元請事業者

建設技能者を大切にする企業の自主宣言

当社は、建設産業の担い手確保のため、以下のように建設技能者の処遇改善に向けて取り組むことを宣言します。

(1. 労務費確保・賃金支払い等のための取組)

- 自社様式の見積書については、労務費、材料費等の内訳を明示した見積書を作成する。
- 下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重する。
 - ・下請事業者から提出された労務費、材料費等の内訳が明示された見積書について根拠なく値引きを行わない。

■技能者の適切な処遇を確保するための取組を行う。

- ・工事現場毎に適した熱中症対策を導入する。
- ・工事現場毎に適した快適トイレを導入する。

■担い手の育成取組を行う。

- ・下請事業者の担い手に対する取組として、CCUSレベルを考慮し、下請との契約とは別に手当を支給する。

- ・協力会社の担い手確保のため協力業者研修を実施する。また、協力業者の表彰制度を設ける。

■国が建設工事に従事する者の適正な処遇の確保等を図るために行う調査に協力する。

(2. 建設キャリアアップシステムの活用)

■全ての現場において、CCUSを利用する全ての技能者が就業履歴を蓄積するよう、必要な環境整備や履歴蓄積の促進に取り組む。

- ・協力会社のCCUS事業者・技能者登録、再下請負業者への登録指導を工事下請負契約締結時の誓約事項とする。

- ・顔認証・カードタッチによる入退場管理を実施し、当該データをCCUS履歴と連携する。

(3. 宣言企業との取引優先)

■取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮する。

- ・見積書が同じ内容の場合、状況に応じ宣言済企業を尊重し発注優先度を考慮することがある旨を条件書等に記載し社内に通知する。

(その他)

項目	具体的な取組内容
処遇改善	長時間労働を是正すること
適正な請負契約	働き方改革の観点から適正な工期を設定すること
生産性向上	現場作業におけるICT化を推進すること
戦略的広報・若者育成	採用イベント（現場見学会、インターンシップ等）を実施すること
外国人活躍	外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと



宣言日 2026年8月4日
 宣言有効期間 2026年8月4日～
 取組開始日 2026年8月4日
 企業名 鉄建建設（株）
 代表者名 今井 政人

1 1、各種書類データの所在

【各種書式データ】

項目	当社HP⇒ お取引先の皆様へ⇒ 指定見積書	備考
・改正建設業法への対応 説明資料	◎	協力会社向け
・見積内訳書	◎	
・協力会社見積提出時チェックリスト	◎	
・見積内容打合せ記録	当社にて作成後、配布	
・おそれ情報通知書(土木版)	◎	全国建設業協会HPより
・おそれ情報通知書(建築版)	◎	全国建設業協会HPより

【参考データ】

項目	リンク	備考
・見積内訳書および明細書の記載方法 (材料費、労務費、法定福利費、建退共掛金、安全衛生経費)	◎ 建設工事の見積書様式例 書き方ガイド	